

# 許 可 要 件

「つくば市立学校施設開放規則」（ホームページ掲載）と併せ、確認してください。

■学校施設の使用にあたっては、**必ず学校と事前に打ち合わせを行う**こと。

■学校・教育局から学校行事等のために屋内体育施設・屋外体育施設を使用する旨の連絡があった場合は、**学校行事等を優先**させなければならない。

■学校の敷地内は、**禁酒・禁煙**とする。

■使用後は、全ての窓・扉の**施錠と消灯の確認（必ず複数の人数で確認）**を行うこと。  
また、毎回必ず清掃を行いごみは各自で持ち帰ること。団体で持ち込んだ備品は必ず持ち帰ること。

■使用にあたっては、**使用時間を厳守**し、近隣の家庭に騒音等で**迷惑をかけない**こと。  
（許可書の時間が敷地使用の許可時間になります。）

■施設を使用したときは**必ず使用日誌に記入**すること。

■公序良俗に反する行為をしないこと。  
（社会教育の一貫ですので模範となる態度で使用してください）

■その他規則、要項に定めてあること。  
（使用許可書・備考に記載されている要件もお守りください）

■下記の例を参考に、**節電に心がける**こと。

（節電の例）

- ・ **日中は、十分な明るさを得られる時は、消灯**して活動する。
- ・ **夜間も不必要な照明は消灯**する。（活動する**人数が少ない**ときには、**活動範囲のみの照明**を使用する、など）
- ・ **活動する団員が少ない日**は、その日の**活動を見送る**。など

■施設・備品等が破損してしまった場合

- ・ 日誌に記載し、速やかに**学校に連絡**すること。
- ・ 修繕は、**各団体の責任**で速やかに行うこと。

■鍵の取り扱いに関する注意事項（各団体の責任で鍵の管理徹底すること）

- ・ 鍵の複製の禁止。
- ・ 他団体への貸出の禁止。
- ・ 体育館を使用しなくなった場合は速やかに返還すること。
- ・ 紛失した場合は速やかに、**学校に連絡**すること。（H28～29年度 各年2件の紛失）

■年末年始（12月29日から1月3日まで）は**活動中止期間**となります。

（参考）スポーツ団体がこの許可要件を守れなかった場合、教育委員会はその使用許可を取り消すことができる。（つくば市立学校施設開放規則第9条）